質 問 回 答

2016年12月19日

「(案件名)パラグアイ国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト」(公示日:2016年12月7日/公示番号:160949)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書8頁6.業務の内容	R/D によれば、調査開始までに、パラグアイ政府は以下	本年 5 月 31 日に農牧省から JICA パラグアイ
	(10)のうち、	の提案ないし報告を JICA パラグアイ事務所に提出する	事務所に対して、以下の報告があったところ。
	1) 裨益者に対する開発コン	こととなっています。	報告資料については公開資料ではないことか
	セプトの作成、	· A proposal on basic guideline on integrated	ら、本回答に添付できませんが、以下に報告の
	2) 土地所有·土地利用に関	development which can benefit larger number of	概要を示します。
	する基本方針の作成、	small-scale farmers in the territory.	小農、地域住民の参加を容易にする農業開発
	3) 水資源利用とその管理	·Report on the quantity of water available for	の基本的な在り方についての検討
	に関する基本方針の作成	irrigation (108 m ³ /s or 97 m ³ /s) which should be	農牧省は、省の参加を容易にするアクショ
	ならびに	considered in the Study	ンの実施のため、地方行政、生産者、土地所
	R/D の 21 頁 ~ 22 頁	これらの情報は、マスタープラン作成の根幹となるもの	有者、ヤシレタ公団等と次のような調整を図
	Appendix 2 "Main Points	であるため、既に提出が為されていた場合は共有いただ	る 。
	Discussed"のうち No.5,	けますでしょうか。未提出の場合は、プロポーザル中で	1)小農が農牧省のプロジェクトやプログラ
	No.9	先方政府の意向と大き〈外れる提案をしてしまうリスクを	ム(稲作、地域の状況に適した他の作物に関
		軽減するため、JICA 事務所と先方政府の交渉の現状を	する技術の改善に向けた直接的な投資、社会
		ご教示いただけますでしょうか。	資本や技術支援の推進、インフラ基盤の整
			備、研究、養殖や活動識別融資)にアクセス
			できるように、より良い組織化を促す。
			2)農牧業を営む小規模生産者の灌漑農業の
			ための土地の貸出しを容易にするために所
			有者のための税制上の優遇措置を講じる可
			能性について他の機関と業務遂行の調整を

エーンに参画させることによって、原来加価値を高めることを目的に農産加工促進・奨励する。 4)農牧業を営む小規模生産者に重点をた、灌漑農牧業を調整・促進・奨励する。 5)農牧省が実施するプログラムやプログラムやプログラムやプログラムやプログラムやプログラムを通じて、適切なインフラや技術をすることを奨励する。開発調査において考慮されるべき利用な水量 開発調査において考慮されるべき利用な水量 開発調査において考慮されるべき利用な水量 アンレタ条約と補足的な規定のられている通り、108m3/sである。 まま 14 頁 7.(1) 報告書等は、各段階で 20 部ずつ作成・提出することとされていますが、提出先は、JICA 本部であり現地への輸送料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。 はません。なお、ファイナルレポート以報告書等は簡易製本であるため、監督閣	通番号	当該頁項目	質問	回答
2 指示書 14 頁 7.(1) 報告書 西文の報告書は、各段階で 20 部ずつ作成・提出することとされていますが、提出先は JICA 本部であり現地への輸送料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。 はません。なお、ファイナルレポート以報告書等は簡易製本であるため、監督職				3)農牧業を営む小規模生産者をバリューチェーンに参画させることによって、原料に付加価値を高めることを目的に農産加工業を促進・奨励する。 4)農牧業を営む小規模生産者に重点をおいた、灌漑農牧業を調整・促進・奨励する。 5)農牧省が実施するプログラムやプロジェクトを通じて、適切なインフラや技術を活用することを奨励する。 開発調査において考慮されるべき利用可能な水量 開発調査において考慮されるべき利用可能な水量 、ヤシレタ条約と補足的な規定で
事務所に提出することを認めます(たた	2	` '	ととされていますが、提出先は JICA 本部であり現地へ	本契約の報告書等はJICA本部に提出していただくためコンサルタントに輸送料は発生しません。なお、ファイナルレポート以外の報告書等は簡易製本であるため、監督職員の承認を得た内容を現地印刷によりパラグアイ事務所に提出することを認めます(ただし、この印刷に係る経費は原則どおりその他原価
果 「成果 4:環境影響評価 びに R/D に基づけば、「関係者の合意形成が図られる」 る」とは、指示書 p5(4)活動の概要の「3-1	3	果「成果 4 環境影響評価	びに R/D に基づけば、「関係者の合意形成が図られる」 に該当すると思いますが、その理解で良いでしょうか?	「成果 4:環境影響評価報告書案の作成される」とは、指示書 p5(4)活動の概要の「3-12 環境社会配慮調査の実施」により作成される環境

通番号	当該頁項目	質問	回答
	分		影響評価報告書を指します。この作成には、指
			示書同ページの「4)関係者の合意形成」も含ま
			れます。なお、本業務で想定される環境影響報
			告書の作成、関係者の合意形成に向けた支援
			の内容は、指示書第2.(6)の業務の内容を参
			照してください。
4	指示書 p6(2)環境社会配慮	「マスタープラン作成に関し、JICAは、環境社会配慮助	ここでの最終報告書案とは、マスタープラ
	助言委員会への対応支援	言委員会ワーキングループにスコーピンク案及び最終	ン最終案に含まれる戦略的環境評価を指して
	の記載部分	報告書案の作成段階で助言を求めるところ、」と記載さ	います。マスタープラン最終案は、PR/R 及び
		れていますが、この最終報告書案とはマスタープラン最	DFR の双方に記載してください。
		終案を記載したPR/Rの作成後段階という意味でしょう	マスタープラン作成に関する、環境社会配
		か?それとも、業務全体のDFR作成段階という意味でし	慮助言委員会ワーキンググループへの業務支
		ょうか?	援は、以下の時期を想定しています。
		環境助言委員会ワーキンググループへの業務支援(国	(1)スコーピング案
		内作業)が、本業務全体で基本的にどの時期に発生す	戦略的環境影響評価のための調査前(2017
		るかに関係しておりお聞きしています。このマスタープラ	年2月下旬)
		ン作成段階では、スコーピング案時(2017年8月初旬)と	(2)マスタープラン最終案(戦略的環境影響
		PR/R の作成後段階(2017年10月下旬)に、それぞれ国	評価)
		内での業務支援が必要となると考えるべきでしょうか?	PR/R の完成前(2018 年 8 月上旬)
5	指示書 p10(14)環境社会配	「F/Sの実施に関し、JICAは、環境社会配慮助言委員会	
	慮助言委員会への対応支	ワーキングループにスコーピンク案及び環境影響報告	また、F/S 実施段階では、環境社会配慮助
	援の記載部分	書案の作成段階で助言を求めるところ、」と記載されてい	言委員会ワーキンググループへの業務支援は
		ますが、F/S実施段階では、スコーピング案時(2018年5	以下の時期を想定しています。
		月頃:IT/R 作成前)と環境影響報告書案作成段階(2018	(1)スコーピング案
		年 11 月中旬:DFR 作成前)にそれぞれ国内での業務支	環境アセスメント報告書作成のための調査
		援が必要になると考えるべきでしょうか?	前 (2017年10月下旬)

通番号	当該頁項目	質問	回答
			(2)影響評価報告書案
			DF/R 完成前(2018 年 11 月中旬)を想定し
			ています。
6	指示書 p17 5. 現地再委託	左記の(1)対象地域の現状調査(第 1 年次)が、指示書	5 . 再委託の(1)は、ご指摘の部分に該
	の(1) 対象地域の現状調	p7 「(6)対象地域の現状把握」部分を意味する場合、	当する調査であり、プロジェクト対象の2県
	査(第1年次)(指示書 p18)	再委託業務の想定が非常に多岐になることが想像で	において、指示書 p7(6)に記載がある項目(自
		き、結果として、本見積に計上する費用の差も大きくなり	然条件、社会条件等)について、既存資料・
		ますので、本見積に含めて価格競争の一部とするのは、	データ及び中央政府機関、地方行政機関、農
		適当ではないと考えますが、いかがでしょうか。	民団体、代表的農家、民間事業者などの関係
			者へのインタビュー等により得られる精度の
			情報を調査により取得し、資料に整理するこ
			とを想定しています(資料の整理方法につい
			ては特定していませんが、地図に表示するこ
			とが有用な情報については、GIS による整理
			も検討ください)。これらが、想定される本調
			査の範囲です。
			プロポーザルにおいては、上記調査内容の
			うち、経験・知見を豊富に有する機関・コン
			サルタント・NGO 等に再委託することが適当
			と考えられる内容について再委託を認めるも
			のです。
			プロポーザルにおいては、本回答を参考に、
			貴社が最適と考える調査内容及び方法並びに
			価格(本見積もり)を提案してください。

以上